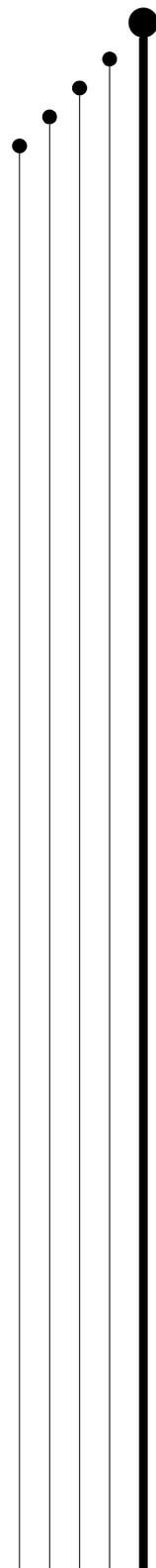


第3章 災害復旧計画



第1節 災害復旧・復興の基本方向

全 部

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

経済振興部（農林水産課） 建設部（建設課）

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施機関は、原則として県の管理に属する施設については県が、市の管理に属するものは市において実施するが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たる。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなどの事業計画を樹立し、これら施設の早期復旧の完成に努める。

3 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河 川 河川法第3条による施設等
- (2) 海 岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護する施設
- (3) 砂防設備 砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
- (4) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設又は海岸砂防施設
- (5) 地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に

規定する急傾斜地崩壊防止施設

- (7) 道 路 道路法第2条第1項に規定する道路
- (8) 港 湾 港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
- (9) 漁 港 漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
- (10) 下 水 道 下水道法第2条第3、4、5号に規定する施設
- (11) 公 園 都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率のかさ上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産業施設災害復旧計画

経済振興部（農林水産課）

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が甚大でしかも高度の技術を要するものなどは、その実情に応じ県営事業として施行される。

2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、本章第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧し、その他は査定後施行する。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図る。
- (3) 農地等の復旧事業は原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進度は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図る。

3 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地
田、畑及びわさび田
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防（海岸を含む。）
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）
 - イ 林道
- (4) 漁業用施設 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。

- ア 沿岸漁場整備開発施設（政令で定めるもの）
- イ 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する基本施設）
- (5) 共同利用施設
 - 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。
 - ア 倉庫
 - イ 加工施設
 - ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金のかさ上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

総務企画部（財政課） 建設部（建設課・都市整備課） 教育委員会

1 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、津波等その他異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において公営住宅を整備する。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

公営住宅関係住宅災害対策

	一 般 災 害		激 甚 災 害 (本激)													
	要 件	措 置	要 件	措 置												
整 備	〈災害公営住宅整備事業〉 (公営住宅法第8条第1項第1号、第2号) 1. 滅失戸数 ①被災地全域で500戸以上 ②1市町村の区域内で200戸以上 ③1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上	(公営住宅法第8条第1項) 滅失戸数の3割を限度として〈災害公営住宅〉の建設等に対する2/3補助標準工事費は一般に準ずる (同法第8条第2項) 〈災害公営住宅〉借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5	〈罹災者公営住宅整備事業〉 (激甚法第22条) 1. 滅失戸数 (災害指定) ①被災全域で4,000戸以上 ② 〃 2,000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上 ③被災全域で1,200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上 (激甚指定基準8) 2. 滅失戸数 (地域指定) 1. の①~③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上 (激甚法施行令第41条)	滅失戸数の5割を限度として 〈罹災者公営住宅〉の建設等に対する3/4補助 〈罹災者公営住宅〉の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5 *激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。												
復 旧	〈既設公営住宅復旧事業〉 (公営住宅法第8条第3項) 1. 住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以上かつ、1事業主体の合計額290万円以上 (事業主体が市町村の場合は190万円以上) 財務省協議による運用基準	(公営住宅法第8条第3項) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>滅失</td> <td>損傷</td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>再建</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">補修率1/2</td> </tr> </table>		公営住宅又は共同施設		被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修		補修率1/2		〈本激甚指定既設公営住宅復旧事業〉 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ、 (1)都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 (2)市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上 (激甚災害指定基準1)	補助率のかさ上げ (激甚法第3条) *局激の場合は、別途基準あり
	公営住宅又は共同施設															
被害	滅失	損傷														
復旧	再建	補修														
	補修率1/2															

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と（独）住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、（独）住宅金融支援機構の災害復興融資を活用

して復旧に努める。

2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施する。

- (1) 実施機関 公立学校施設の復旧は、県立学校にあつては知事、市立学校にあつては市長が行う。
- (2) 復旧方針 公立学校施設の復旧方針は、本章第2節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3) 対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (4) 財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率のかさ上げ

ウ 地方債の元利償還金に対する地方交付税措置

エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

3 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く。）の復旧は、国庫補助事業又は県単独事業として次により実施する。

- (1) 実施機関 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く。）の復旧は、県が実施する。
- (2) 復旧方針 再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努める。
- (3) 対象事業 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

4 原子力災害復旧対策計画

- (1) 環境放射線モニタリングの実施

県は、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。市もこれに協力する。

- (2) 風評被害等の影響軽減

市は、県等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

ア 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。

イ 被ばく患者の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。

ウ 市内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。

エ 特産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。

オ 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

(3) 住民健康相談

市は、県及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

(4) 放射性物質による汚染の除去等

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、所在県、県及び発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を進める。

(5) 支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、一般災害対策編及び地震・津波災害対策編を準用して対応する。

第5節 被災農林漁業及び被災中小企業の経営安定計画

総務企画部（財政課） 経済振興部
（農林水産課・産業雇用創出課）

災害復旧及び災害による経営資金の融資措置として、被災農林漁業者及び被災中小企業者等に対し、融資の手段を講ずるとともに、次のような融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

1 被災農林漁業

(1) 天災資金

天災融資法の発動に伴い、被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、経営資金などの融資を円滑に行うため、地方公共団体は当該融資機関に対して利子補給及び損失補償を行うことにより、被災農林漁業者等の経営の維持安定を図る。

なお、それに要する経費について、国はその一部を補助する。

(2) 日本政策金融公庫資金

ア 災害復旧関係資金

農林漁業施設等の災害復旧について被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者等の組織する団体に対し、日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより融資を行う。

イ 農林漁業セーフティネット資金

被害農業者に対し、経営再建費及び収入減補てん費の融通を行う。

2 被災中小企業

中小企業者が災害による被害を受けた場合は、市は県が行う各種の必要な金融措置に従い、これら被災中小企業者の経営の安定を図る。

3 融資要領

これら資金の融資要領は、熊本県地域防災計画「別冊資料編」のとおりである。

第6節 被災者自立支援対策計画

総務企画部（総務課・財政課） 健康福祉部（福祉課） 市民生活部
（市民窓口課・大矢野窓口センター）

大規模な地震・津波発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講ずる。

1 被災者に対する生活相談

県は、被災者の生活相談に対応するため、必要に応じて、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図ることになっている。市はこれに協力する。

また、消費生活に対する相談についても、その窓口を設置する等の対応を行う。

2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

3 被災者台帳の作成等

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

4 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取扱いは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは、職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行う。

5 義えん金品募集配分計画

(1) 募集要領

県及び日本赤十字社熊本県支部は、文書をもって管下全市町村長に一般住民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、周知を図る。

(2) 義えん金品の保管及び分配

ア 義えん物資の取り扱い

個人又は会社、団体等から知事に送付された罹災者に対する義えん物資は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、義えん物資受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかに関係市町村長を通じて、罹災者に配分するものとする。

イ 義えん金の取扱い

個人又は会社、団体等から知事に送付された罹災者に対する義えん金は、本庁又は出先

機関においてこれを受領し、県歳入歳出外現金として厳重に保管するとともに、義えん金受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかに関係市町村長を通じて、罹災者に配分するものとする。

なお、配分方法については、義えん金配分委員会（災害の状況等によって、その都度関係部長等をもって設置する。）においてこれを決定する。

6 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

市は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、被災状況を早急に確認するとともに、県と連携の上、被災者に対する制度の周知に努める。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付
- (4) 生活福祉資金の貸付
- (5) 母子寡婦福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給

第7節 復興計画**全 部**

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

また、県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。